

山梨県個人情報保護条例新旧対照表（抄）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、 信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つ た事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益 が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして 規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 11 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>3 10 略</p>
<p>(取得の制限)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u> を取得しては ならない。</p> <p>— — — — — — </p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか（特定個人情</p>	<p>(取得の制限)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 実施機関は、次に掲げる項目に関する<u>個人情報</u>を取得しては ならない。</p> <p>一 <u>人種及び民族</u></p> <p>二 <u>思想、信条及び宗教</u></p> <p>三 <u>社会的差別の原因となる社会的身分</u></p> <p>四 <u>犯罪に関する経歴</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか（特定個人情</p>

<p>報にあつては、第一号)に該当するときは、<u>要配慮個人情報</u> を取得することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>4 略</p>	<p>報にあつては、第一号)に該当するときは、<u>前項各号に掲げる 項目に関する個人情報</u>を取得することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>4 略</p>
--	---

の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
